

高度無線環境整備推進事業 令和6年能登半島地震に係る災害復旧枠

別紙2

- ・災害復旧事業は、激甚災害に加え、暴風、洪水、高潮、地震、その他の自然災害(「公共土木施設災害復旧事業査定方針」に準じるもの)により被害を受けた伝送路設備等を復旧するもの。
- ・令和6年能登半島地震の復旧事業では、補助率を2/3にかさ上げたほか、当該地震により被害を受けた地域の伝送路設備等(総務省予算で過去に整備したもの以外の設備を含む)の復旧や、応急仮設住宅への伝送路設備等の整備を対象とし、地方自治体又は第三セクターの行う復旧事業に対して補助。

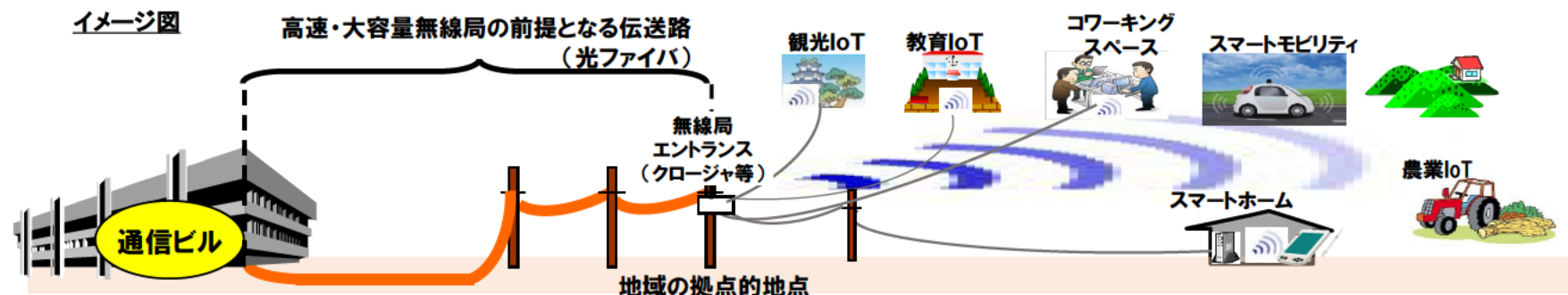
災害復旧枠の事業概要

- ア 事業主体：自治体、第三セクター
- イ 補助率：2/3(離島:2/3)
- ウ 対象地域：地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島等)
- エ 補助対象：伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等

【令和6年度当初予算 45.0億円の内数】

令和5年度当初予算 42.0億円
令和5年度補正予算 20.1億円

- ※令和6年能登半島地震により被害を受けた地域の伝送路設備等の復旧に係る整備を対象化
- ※応急仮設住宅への伝送路設備等の整備を対象化



【参考】公共土木施設災害復旧事業査定方針

第三 災害復旧事業の採択に際し、降雨、洪水、暴風、高潮、波浪、津波又は地すべりによる災害で次の各号の一に該当しないものは、原則として採択しないものとする。

- (一) 河川にあっては警戒水位(警戒水位の定めがない場合は河川高(低水位から天端までの高さをいう。)の五割程度の水位)以上の出水により発生した災害。ただし、河床低下等河状の変動により警戒水位の定めが不適当な場合における当該警戒水位未満の出水により発生した災害又は比較的長期間にわたる融雪出水等により発生した災害を含む。
- (二) 河川以外の公共土木施設にあっては最大二十四時間雨量八十ミリメートル以上の降雨により発生した災害。ただし、最大二十四時間雨量八十ミリメートル未満の降雨により発生した災害であつても、時間雨量等が特に大である場合を含む。
- (三) 最大風速十五メートル以上の風により発生した災害
- (四) 暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪(うねりを含む。)又は津波により発生した災害で被災の程度が比較的軽微と認められないもの 等
- (五) 地すべりにより発生した地すべり防止施設の災害にあっては、地すべりが発生した区域のうち、被災前の地すべり防止施設により一定のブロックが概成している場合における災害